地域社会学会会報

No.171 2012.3.16

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies 〒739-8521 東広島市鏡山 1 丁目 7-1 広島大学大学院総合科学研究科 西村雄郎研究室内 Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

TEL 082-424-6419 FAX 082-424-0754 郵便振替 地域社会学会 01370-6-87998

E-mail jarcs.office@gmail.com URL http://jarcs.sakura.ne.jp/

- 目 次 -

1. 第4回研究例会報告·印象記

1-1 「リスケーリング論から見る『合併』期後の自治体間連携」 河原 晶子(志學館大学)

1-2 「『新しい公共』と東日本大震災支援 ―社会権の保障と贈与経済の二重構造をめぐって」

仁平 典宏(法政大学)

1-3 第4回地域社会学会例会印象記

今井 照(福島大学)

1-4 第4回地域社会学会例会印象記

島田 昭仁(東京大学·院)

- 2. 理事会からの報告
- 3. 研究委員会からの報告
- 4. 編集委員会からの報告
- 5. 学会大会英語部会報告者募集
- 6. 社会学系コンソーシアムからの報告
- 7. 事務局からの報告 ―会費納入方法の変更についてー
- 8. 会員異動
- 9. 第5回(2011年度)地域社会学会賞の発表と選考経過及び受賞刊行物の講評
- 10.5月12日大会議案についての事前説明
- 11. 会員の研究成果情報(2011 年度・第4次分)
- 12. 講演会のご案内

地域社会学会第 37 回大会のご案内

時 2012年5月12日(土)12:00(予定)~ 5月13日(日)

場 慶應義塾大学(三田キャンパス)

1. 第4回研究例会

2012年2月4日(土)、第4回研究例会が東京大学で、河原晶子氏、仁平典宏氏を報告者として開催されました。今回の研究例会には34名の方々の参加がありました。両会員から、今年の共通課題であるリスケーリング論、東日本大震災に関する報告がなされ、フロアの参加者を含め活発な議論が展開されました。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

1-1. リスケーリングの観点からの「平成の大合併」後の自治体間連携

河原晶子(志學館大学)

1. 報告の課題

研究委員会から報告依頼をされたのは、「合併問題を軸にした、これまで議論されてきたリスケーリング論議についての一種のまとめ」という課題であった。ここでは、今までの論議の「生煮え」箇所に焦点を絞りたい。2010年度第2回研究例会での中澤報告による問題提起に対し、筆者は印象記の中で、「リスケーリングという視点によって、小規模市町村や過疎地域の研究に新たな視野が開けるかどうか」、との期待と危惧を述べている。また、同中澤報告で提起された「『もう一つの福祉国家』の論理の構築」の課題は、これまでのリスケーリング論議では深まっているとは言えない。筆者がここ数年、断続的に研究フィールドとしてきた鹿児島県奄美大島内の非合併の過疎小村と過疎集落の事例を見ると、過疎の各集落の維持と再生産は、当然のことながら基礎自治体である村の生活・福祉行政と地域産業振興策によって支えられていることが実感される。小学校や村診療所の維持・産業の地域循環の仕掛け・村有林の森林認証等の最近の地域課題への村独自の対処方策には、非合併を選択後の厳しい行財政改革を経て役場組織が獲得してきた「何とかやってきた」との自負や、村という単位を越えて対応方法を考えるある種の視野の広がりと柔軟性がうかがわれる。小規模市町村はリスケーリング状況でも・リスケーリング状況で従来のスケールを超えてこそ、持続可能かというテーマは、「海と山」地域を巡る「『もう一つの福祉国家』の論理」の模索に繋がるのではないか。

そこで報告では、1) 小規模市町村の動静を中心に「平成の大合併」の結果を概観し、2) 「平成の大合併」を経て再浮上している自治体間連携の必要性について、小規模市町村に焦点を当て、「海と山」地域の存続保障とリスケーリング現象という点から考察する。というのも、一定数の非合併小規模市町村の存在を無視できない現実を踏まえて、第29次地制調専門小委員会(2007.8~09.5まで全28回開催)でなされた広域連携に関する議論は、「合併推進運動」期とは異なる様相を見せている。これは、「分権化」の基調となった市町村の「自己決定・自己責任」という大枠の中で、小規模市町村側からの「スケールの定義権」の主張にそれなりの承認を与えていくことに通じる。

他方で、全国的に市町村と住民の「スケールの定義権」を超えたところで、地域の行政サービス 運営単位の広域化を進める動きが目立っている。都道府県単位で設立された後期高齢者医療広域連 合(2009年)に続いて、国民健康保険の財政運営の市町村単位から都道府県単位化検討の動き、消 防本部の広域化の強い要請、等である。これらの動向の見通しはまだ不透明だが、財政運営の困難 を理由とする住民の生活基盤行政の財政運営単位の多元化がサービス提供単位のリスケーリング に繋がるのかどうかもあわせ、今後注目していく必要がある。

2. 「平成の大合併」の帰結と評価

- 1) 1999.4月から2010.3月まで(旧・新合併特例法の期間)の合併件数は620件にわたり、市区町村数は3232団体から1760団体に減少した(12.1.4現在で1719団体に)。合併進捗状況は都道府県によって団体減少率2%台(東京・大阪)から70%台(広島・愛媛・長崎)までと差が大きく、市町村は人口規模・面積・地理的空間的条件等において非常に多様化した。
- 2) 総務省による 07.8 月までの未合併 1252 団体対象の未合併要因調査では、「行革により将来的にも単独運営可能」および「合併で独自のまちづくりや政策の継続が困難」を未合併の理由とする市町村は、人口 1 万人未満団体、合併進捗率の高い県内の未合併団体、第 I 次産業就業者率の高い団体のカテゴリーで、それぞれ 12~15%を占める。自律的な地域運営を志向して非合併を選択した小規模の市町村が一定数存在していることを示す。
- 3) 99.3 月には 1537 団体あった人口 1 万未満の小規模市町村は、2010 国勢調査では 483 団体に減少した(団体比 28%、面積比 21%。非合併 444 団体、合併後も 1 万人未満が 39 団体)。70%が過疎市町村(5 千人未満では 84%)であり、山村振興法・半島振興法等の条件不利地域 5 法に該当するのは 85%(5 千人未満では 96%)ということである。合併により小規模市町村が消滅した兵庫・広島の一方で、全国の約半数が集中する北海道・長野・福島・高知・沖縄・奈良と、小規模市町村の分布は偏在している。合併の評価は多面的になされる必要があるが、人口増減状況は客観的な評価指標となる。筆者の国勢データ整理では、同一区域での 05 年から 10 年の国勢人口減少率を見ると、合併した旧団体の 8.1%に対し、非合併団体の 7.0%と、有意な差がでている。
- 4) 第29次地制調専門小委での総務省資料は「合併は相当程度進捗し、合併市町村の効率的行政 運営・財政基盤は強化された。県から市町村への権限委譲法律数も増えた。しかし、本来の効果発 現には市町村建設計画の10年程度の期間が必要だ。合併市町村では、行政と住民との距離拡大や 周辺地域の寂れ等の問題がある。10年以上の合併推進運動で、地方分権の進展、人口減少、少子高 齢化の進行等の行政課題に落ち着いて取り組むことができずにいる市町村もある。合併推進にこれ までと同様の手法は限界があり、合併推進運動は現行特例法期限までで一区切りにすべき」と総括 している。総務省も合併政策の行き詰まりを認める。
- 5) 上記専門小委は「市町村が基礎自治体の役割を果たしていくための、行財政基盤の整備」に関して、「合併の結果生じた市町村の多様性を前提に、各市町村が適切に課題に対処できるよう、柔軟で多様な選択肢(合併/共同処理方式による周辺市町村間での広域連携/都道府県による補完等)を用意し、各市町村が様々な仕組みを自ら選択して、その行財政基盤の強化を図るべきである。広域連携の積極的な活用を促すためには、使い勝手の悪い広域連携の現行制度の改善が必要だ。基礎自治体の役割遂行に定住自立圏構想の積極的な活用を検討する」と議論をまとめている。小規模市町村解消への圧力を見せていた第27次地制調からの、論調の変化が認められる。

3. 市町村の事務の共同処理(自治体間連携)・「総合行政主体」論をめぐる状況

1) 基礎自治体と広域連携・フルセット主義・「総合行政主体」論というテーマは、小規模市町村にとって基礎自治体の役割をどのように果たしていくかにつながる論点となる。これに関して第29次専門小委が次のような興味ある確認をしており、「総合行政主体」論のイデオロギー性が浮か

び上がる。

- ・国から市町村に広範囲の行政事務をおろし担わせる「分権方式」で、担える能力ある市町村に組み替えるための合併という論理へ急転回していった。しかし、現在、市町村の多様性・担える能力の格差はきわまっており、「何でも市町村に下ろし義務づけること」自体の再検討が必要だ。
- ・27次地制調では、基礎自治体は義務づけられたものを全て担う、単独で「総合行政主体」・フルセット主義のイメージだったが、その根拠とされる地方自治法第1条の2の解釈も含めた「総合行政主体」の意味は、「(縦割り行政等によりばらばらにではなく)地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」ということであり、フルセットで全部やるという意味ではない。大都市の大規模団体でも現実にはフルセットということはない。多様な広域連携の仕組みによって、市町村が総合行政主体として成り立っていくのではないか。
- 2) 現在の市町村間の事務の共同処理・広域連携の状況 (2010.7.1 現在) を見ると、構成団体の合併に伴う一部事務組合や広域連合の解散の一方で、市町村合併によっても自治体間連携の必要性は低下していない。団体規模別の共同処理の状況 (08.7 総務省調査) では、人口 3 万以下では 6~9 割が主要事務について共同処理を行うが、3 万を超えると、人口規模増加に伴い共同化の割合が低下している。広域連携は小規模団体の事務事業の共同化に欠かせない制度になっている。
- ・広域連合制度は94年に「広域行政は自治体の広域需要への切り札」という触れ込みで創設された。しかし、99.8月自治省事務次官通達は合併推進へスタンスを変更し、広域行政の問題点や限界を挙げて、逆に合併の誘導手段として位置づけた。しかしその後も、合併による広域連合や一部事務組合等の解消の一方で、合併進捗率の低い北海道や長野では、広域連合の設立が進んだ。
- ・11.4月の総務省資料では、小規模団体のほとんどが何らかの連合に参加している県(長野・三重・京都・島根・福岡・沖縄)もあり、現在まで維持されている広域連合の中には、設立時より処理事務数を増やしているもの、小規模団体で教育委員会を共同設置しているもの等がある。
- 3) 総務省が 09.4 月から全国展開している定住自立圏構想は、3 全総の「定住圏構想」に類似するようでいながら、低成長・縮小社会化期に「分権化」を経て登場し得た自治体間連携の1手法である。
- ・地方圏から三大都市圏への人口流出の食い止めと地方圏への人の流れ創出を狙っている。圏域 全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備した中心市と、必要な生活機能の確保・農林水産業 の振興・自然環境保全等で連携・分担する周辺市町村が、1対1の協定(各議会の議決)の積み重 ねで生活圏・医療圏・地域交通圏・商圏等を多様に形成する法式である。圏域内の「集約とネット ワーク」のための中心市による圏域全体のマネジメントを重視する。
- ・3 全総の「定住圏構想」が実現のための具体的手法を持たないまま開発主義にとらわれ、従来の広域行政圏が一律の圏域設定と圏域内全市町村の参加義務づけだったのと異なり、参加の是非も組み合わせも地域課題の設定も市町村側の選択に委ねる手法は徹底している。また、制度的な広域行政が扱う定型的事務事業ではなく、圏域ごとの政策的分野(医療・福祉・教育・土地利用・産業振興・交通や道路・ICT等のネットワーク・人材育成等)の課題に対応する手法であることが特徴である。

- ・総務省 HP (2012.1.12 現在)では中心市宣言数 73 市、63 圏域に周辺市町村 217 が参加、合併 1 市圏域は 20 市、5 圏域は複数県にまたがり、定住自立圏域が広域連合と重なるのは 10 圏域である。
- ・周辺市町村となる小規模団体から見ると、圏域という市町村を超えた単位で、地域が抱える政策課題への対応を検討するということであり、交渉力、政策形成力も求められ、圏域ガバナンス視点も必要となろう。中心市 ・周辺市町村に名乗りを上げるか否かも含め市町村側に投げ返されている一方で、国の水路づけと手法設定という誘導をどうしても伴ってしまうところに、日本の「分権化」とリスケーリング状況の特徴が現れている。

4. リスケーリングの観点から「自治体間連携」を巡る議論と動きをどう見るか

自治体間連携は急に登場したのではなく、従来も小規模市町村では、国から降ろされた仕事や住民生活基盤の維持に関わる行政事務の少なくない部分を周辺市町村との連携で処理し、基礎自治体としての機能を果たそうとしてきた。「総合行政主体」型基礎自治体を目指した「平成の大合併」リスケーリングが中途半端に終わった結果、国の側も、市町村の多様性と「総合行政主体」論の破綻を前提として、広域連携・共同処理の多様な制度的政策的メニューを提示せざるを得なくなった。自治体間連携は、小規模市町村が行財政能力や政策形成能力の不足を補いながら、地域社会の行政需要に応えていく基礎自治体として存続可能であるための1つの選択肢だろう。それは、小規模市町村にとって現在の小康状態下での存続可能性かもしれない。しかし、今後急速に進展するかもしれない道州制との関連では、広域連携や定住自立圏の提起は、「道州」と基礎自治体の間の中間的な受け皿的サービス提供単位となることへの期待が隠されているとも言える。

冒頭で述べた中澤報告はリスケーリングを、「地域空間を切り取るユニットが、多元的で不明確になっていること」と定義した。それに照らしてみると、基礎自治体の単位内完結を越えた相互連携の政治的政策的な承認という事態は、ユニット形成の多元性には欠けるが、もう一つのリスケーリングとして見ていく必然性がある。それは他方で、従来の基礎自治体のスケール、その主体(この場合は基礎自治体としての小規模市町村)のありようを問い直している(河原 第2回研究例会印象記)と言えよう。

<参考文献>

今井照 2008 『「平成の大合併」の政治学』公人社.

小原隆司・長野県地方自治研究センター編 2007 『平成大合併と広域連合-長野県広域行政の実証 分析』公人社.

加茂利男他編 2010 『自治体間連携の国際比較-市町村合併を超えて』ミネルヴァ書房.

河原晶子 2010 「第2回地域社会学会例会印象記」『地域社会学会会報』163.

中澤秀雄 2010 「研究委員会からの問題提起:国家撤退のリスケーリングと地域社会(学)の論理」 『地域社会学会会報』163.

1-2.「新しい公共」と東日本大震災支援 社会権の保障と〈贈与経済の二重構造〉をめぐって

仁平典宏 (法政大学)

今回の震災では、被災地支援のボランティア・NPOを支える制度的枠組が迅速に構築された。ここには、「新しい公共」の旗印の下、市民セクターの活性化を自らの政策的支柱の一つに据えてきた民主党の特徴が見られる。だがそれとは裏腹に、東日本大震災で活動するボランティアの数は、阪神淡路大震災よりも少なかったと指摘されている。本報告では、その「原因」とされている仮説について検証し、原因論が前提とする枠組自体を問い直すことを目指す。

始めに考えるべきは、この二つの震災はよく比較されるが、その社会的な文脈はある意味で対極だということである。阪神淡路大震災は行政の過剰統治によって特徴付けられる「開発主義」の果てというべき時期に起こった。他方、東日本大震災はそれらの否定、つまり行政の縮小と地方への再分配の放棄によって特徴づけられる「ネオリベラリズム」の果てというべき時期に生じた。1995年の「ボランティア元年」は、この「開発主義からネオリベラリズムへ」という転換を象徴的に示している。この1995年以降、「活躍する民間(私)と、機能不全に陥る行政(公)」という構図は広く流布し、市民セクターは「民間」の代表として、時にネオリベラリズムと補完する形で制度化が進められていく。その中核にあるNPO法は、政党間の綱引きの果てに、縮小が図られる自治体行政の補完機能を果たすという目的の下で、制定されることになった。この文脈で、NPOに求められることは、運動体である以上に、自立的に事業展開できる経営体としての側面である。

このように市民セクターは 1995 年以降、整備されてきたはずだった。だが、前述のように今回はボランティアの相対的な「少なさ」が注目されている。その原因については、行政の非効率・過剰統治やNPOの経営力の弱さに求める議論が多い。これらの議論形式は、上述のように「開発主義」的な過剰統治からの脱却こそが主要課題だった 1995 年のパラダイムに内属している。だが文脈が反転した現在、それらを単純に反復するのみならず、より慎重な検討が必要ではないだろうか。

以上を踏まえた上で、ボランティアの「少なさ」について今回提起されている、(1)「行政による抑圧」仮説と、(2)「NPOの低い経営力」仮説について、自治体ごとのボランティアの推移やNPOの資金基盤などを主なデータとしながら検討したい。

- (1)「行政による抑圧」仮説について。今回、緊急支援段階のボランティアが少なかった自治体は、行政や社会福祉協議会が損壊したところであったということがある。つまりボランティアのコーディネートに関する問題は、行政の過剰統治や抑圧というよりは、その空白にこそ見いだせる。ここで重要な点は、自治体の損壊は津波によって引き起こされただけではないということである。むしろ、1990年代後半から進められて来た「平成の大合併」や公務員削減が、地域資源としての行政や社会福祉協議会の機能を縮小させてきた。合併された地域に組み込まれ、社会福祉協議会や役場が支所化した地域ような地域では、情報が行き渡らず、支援活動も十分行われない傾向があった。行政セクターと市民セクターとをトレードオフ的に捉える議論は、これらの点を見逃している。
- (2) 「NPOの低い経営力」仮説についてはどうだろうか。経営論に準拠するNPO論者は、日本のNPOに経営力がないことこそが、大量のボランティアを現地に派遣できなかった理由だと指摘している。だがこの問題をマネジメントの問題に回収できるだろうか。むしろNPO法人は、そもそも自治体行政の補完として位置づけられてきた政策的文脈があったため、多くのNPOは、自分たちの地域を越えて継続的な活動できるだけの資源もなかったと考えるべきであろう。もちろん今回は、活動支援金のスキームが急遽構築された。だがそのほとんどは、規模の大きい迅速な活動を可能にす

るものではなかった。とはいえ、例外的に大きな活動ができた団体もあった。それが国際NGOの領域である。国際NGOは、自治体機能の補完を主要な目的とされた市民社会政策では周辺的な存在である。だがそのために、独自のスキームを発展させてきた。具体的には、政府(外務省)・経済界(経団連)の連携の下、ジャパンプラットフォーム(JPF)という実効的な緊急支援活動を可能とする中間支援組織が構築された。JPF加盟の団体は、今回、一団体で十数億円規模の事業を展開するなど桁違いの支援活動を行っている。このように 1995 年以降の市民社会政策の意図せざる帰結として、国内のNPOと国際的なNGOとの間に「贈与経済の二重構造」というものが生じていたことが、今回見いだされた。これが問題なのは、これらの国際NGOが県や自治体に対して与える影響が大きく、自治体側も連携相手として国際NGOを選ぶ傾向があるということである。逆に、現地のNPOなどがその決定プロセスから排除されるというケースも見られるが、これは当事者主権という点で問題がある。

以上の分析の含意は次の二点である。

第一に、ボランティアやNPO――特に現地の団体が――が、十分に力を発揮できる環境を公的に整備する必要がある。具体的には、移送手段の確保や宿泊キャンプの設営、緊急発進可能な資金スキームの構築といったインフラの整備が不可欠であるが、それらは疲弊した被災自治体だけでは対応できず、政府の支援の下で行われる必要がある。特にそれは、都市部ではなく、既に社会資源の縮小を強いられてきた農村・中山間地域や沿岸部における災害の際、クリティカルになるだろう。市民セクターと公的セクターはトレードオフでなく、この点でも相互補完的である。第二に、ボランティア・NPOのポテンシャルを、政府の縮小という文脈ではなく、普遍主義的な社会権保障のベクトルに繋げていくことにある。普遍主義的な社会権保障とは、「標準」を重んじることで排除を生み出す政府・行政の論理を、市民セクターが持つ「生の固有性に寄り添う」という観点から批判し変革していく先にある。

1-3. 第4回地域社会学会研究例会印象記

今井 照(福島大学)

ちょうど1年前の研究例会で市町村合併について報告をさせていただいたが、その直後に震災と原発災害を福島で経験することになってしまった。第4回研究例会は市町村合併と震災のふたつがテーマに掲げられ、私個人にとってはきわめて魅力的な研究例会となった。報告要旨については報告者自身の記事を参照していただくとして、研究例会における議論によって自分が刺激されたことについて書きとめておきたいと思う。

■市町村と空間性

第一に市町村と空間性の問題についてである。河原報告は市町村合併をリスケーリングの視点から整理する意図をもっていたが、その前提として、日本ではなぜどの土地もいずれかひとつの市町村に属しているのか、市民はひとりにつきひとつの住所しか認められていないのか、という点から掘り起こして考える必要があると感じた。実はここにこそ、市町村に国家行政の一端を担わせるという明治政府の意思が含意されているからである。

1871年(明治4年)に公布された戸籍法(いわゆる壬申戸籍)は、現在の国勢調査と同様に、屋敷に番地をつけて、そこに住む集団を家族とした。この戸籍整備のために「区」という行政区画と「戸長」という官吏が置かれる。「区」は、それまでの地域自治組織である「ムラ」とは相対的に独自の

制度として創設されたが、その後の紆余曲折を経て、融合化がはかられ、現在の自治制度の出発点となる市制町村制の形成につながる。

もともとムラというのは人(家)の集合体であって、土地の集合体ではない。ところが、市制町村制の形成過程を通じて、ムラは区と融合化し、しだいに国家行政の単位という性質を身にまとうようになった。その重要な転機は明治の大合併にある。

1886年(明治19年)の省令改正により、戸籍の番地が屋敷ではなく、土地に付けられるようになる。1898年(明治31年)の戸籍法改正では本籍地主義が導入され、「当為としての住所」と「現実としての住所」が実態に即して分離される(荒木田岳「戸籍法の歴史的位置」『一橋論叢』123(2))。後に1914年(大正3年)に寄留法が制定され「現実としての住所」が法制化されるに至る。

明治の大合併によって日本の市町村は「国土を分割した土地」としての区画となった。その結果、国家行政の単位として、どの国土もどこかの市町村に属するというしくみが確立する。このような社会観念が浸透するまでは、ひとりの市民がふたつ以上の市町村の住所を持つことは、解釈上も判例上も妨げられていなかった(美濃部達吉『行政法(第1冊)』中央大学、1909年)。市民の住所がひとつしか認められなくなったのは、1911年(明治44年)の市制町村制改正以降である。

これらのことからわかるのは、市町村が土地と密接不可分の関係にあったり、市民が住所と 1 対 1 の 対応関係にあるということは、明治政府が統治上必要とした制度に過ぎないということである。つま り一皮むけば、そこには融通無碍の可塑性が隠されている。実際のところ、行政圏というのは重層的、 多元的に存在する。現在では、学校圏、医療圏、都市計画圏、防衛圏などが一致することはありえな い。これらを包括して市町村を構成するとしたら、市町村は限りなく大きくならざるを得ない。分権 が集権を引き寄せるというリスクはここに存在する。

■自治体間連携

第二に自治体間連携についてである。河原報告は自治体間連携を広域行政と同義にとらえているように感じたが、むしろ現在の広域行政は「強いられた連携」ではないか。たとえば、後期高齢者医療制度を都道府県単位の広域連合で処理するという、憲法違反に近い愚劣なシステムは、知事会による忌避によってもたらされた。自治体が国家行政の単位になっているからこそ、事務の押し付け合いが始まる。既視感に襲われるかのような定住自立圏構想は、連携というより、市町村間をタテに編成しようとするものなので、総務省がモデルに仕立て上げた箇所以外の市町村に広がらず、いまや新しい補助金分配システムのひとつに過ぎないといってもよいだろう。

むしろ本来の意味での自治体間連携は今回の震災時に垣間見られた。震災直後の1週間、国も県も機能不全だったときに、被災地に救援物資を届けたのは基礎的自治体だった。とりわけ、友好都市などで日常的に交流のあった自治体は、高速道も閉鎖され、被災地からの要請も聞こえてこないままに、何時間もかけて水、食料、毛布等の支援物資を次々と届けた。このことによってどれだけの市民の生活が救われたかわからない。

■政府セクターと市民セクター

第三に政府セクターと市民セクターとの関係についてである。仁平報告では、東日本大震災支援に おいて、震災直後の「公の活躍、私の無力感」状態から、「贈与経済の二重構造」が生み出されてい ることを指摘し、震災支援を通して見えた「新しい公共」の課題を整理する。

庁舎が丸ごと津波に襲われるといった映像が衝撃的だったためか、一般に今回の震災では市町村 行政機能が崩壊したという言説が広がっている。もちろん一部ではそのとおりだが、むしろ私の知る 限り、震災直後、大部分の地域では市町村行政だけが機能していたのである。特に原発災害に翻弄さ れた双葉8町村では、電話も電気も通じず、県や国との連絡も取れないなかで、得られるわずかな情 報をもとにして、政府の決定よりも早く、またより広い避難指示を決断して住民を誘導した(今井照 「東日本大震災と自治体政策-原発災害への対応を中心に一」『公共政策研究』第11号)。

そういう意味で確かに「公の活躍、私の無力感」という現象はあり、また贈与経済の二重構造という指摘のとおり、被災者支援にあたっても、財政基盤の強い国際 NGO や大規模労組などの組織された公益的団体の活動が目立った。そのため「被災者の声を代弁する地元の NPO・市民団体の声」が十分ではないかもしれない。質疑では、この現象を「新しい公共」との関係でどのように理解したらよいかという点に集中した。

■震災と市町村合併

第四に震災と市町村合併との関係である。仁平報告では、宮古市の事例があげられて、災害時には本庁舎に職員が集合待機させられ、合併によって周縁部となった旧田老町の避難所運営に支障が出たと指摘されている。その他、合併による社協の統合により、ボランティアセンターの設置数が減少したり、そのことで支援から取り残される地域が出たこともしばしば報道されている。

市民セクター関係者の間では「石巻モデル」と呼ばれるほど、石巻市の事例が喧伝されているようだが、地方自治関係者の間には「石巻現象」ということばがあり、石巻市は市町村合併によって被災者への支援が遅れた事例としてしばしば取り上げられている。合併によって東京 23 区に匹敵する面積となった石巻市の内部において、ひょっとしたら新たな中央ー地方関係が生じているのかもしれない。

福島県国見町は合併の最終段階の町長選挙で、合併推進の現職敗退という戦前の予想を覆す劇的な住民の判断で合併協議から離脱した町である。震災直後、庁舎は液状化に襲われ、現在も使用できないほど損壊したが、庁舎前の駐車場に避難した職員は、ただちに数グループに分かれ、町内の被災状況を見て回った。わずか1時間後には町内全域の巡回が終了した。もし石巻市のように合併して広域化していたら、そのようなことは不可能であったにちがいない。

第一から第三までのテーマとも関係するが、震災と市町村合併との関係を考えると、そもそも基礎的自治体とは何かということが問われてくる。市民生活や地域社会に立脚するということを原点とすれば、必ずしも土地との対応関係が現在ほど密接である必要はなく、また市民側も市民権の多重性という観点から複数の市町村との関係をとりもつ可能性もある。特に、今後、長期間にわたって域外避難を続けざるを得ない市町村にとっては、バーチャル自治体の制度化が求められるのではないかと考えている(今井照「被災自治体とシティズンシップ(市民権・市民性)」『ガバナンス』通巻第153号(2012年1月号))。

いずれにしても、私にとっては考えさせられることの多い研究例会だった。報告者や参加者のみなさまに感謝したい。

1-4. 第回地域社会学会研究例会印象記

島田 昭仁(東京大学·院)

都市計画を専門に研究している私にとって、今回の「平成の大合併」や「東日本大震災支援」の話題は、二つともまさに直接的な関心事であり、このような時機に印象記を書かせていただくことに幸運を感じる一方で、昨年 11 月に入会したばかりの新参者の院生がこのような重責をいただいてよいのか当惑もした。若さに任せて間違いを恐れず率直に感想を書かせていただくが、いたらない点はどうかご容赦いただきたい。

まずは、第1報告、河原晶子先生の『リスケーリングの観点からの「平成の大合併」後の自治体間連携』についての感想を述べる。

私は小泉内閣時代から 2008 年まで、国交省のお手伝いでEUの都市政策の研究を行ってきた経緯から、この種の問題を国の立場から眺めてきた。先にその感覚から言えば、平成の大合併というのは、EUのダイナミックな変革を受けてのアクションだったのではないかと思う。(少なくともその一面があったと思う。)すなわち、90 年代EU統合の実現化の過程で、貧困な国から富める国の大都市への急激な人口流入が想定されたことから地域格差問題の解消が大きな課題となっており、その解決策として「地域圏」を設定したうえで「衰退地域」を定義し、優先的に事業資金を投入する形が EU の基本施策となった。この「地域」の大きさを表す単位として当初「NUTS」という指標が設定され、EU内各国によってその大きさの定義が任された。

ちなみに英国では「NUTS I」が(イングランドを9つに区分した大きさで)「地域圏(Region)」に、「NUTS II」が「郡 (County)」に、「NUTS III」が「基礎自治体 (District 等)」に当てられた。EU の事業基金の受け皿となる単位は国土の大きさによって異なるが英国の場合は NUTS I 「地域圏 (Region)」を主な受け皿とした。

英国では長い間、「郡」レベルと「基礎自治体」レベルとの計画の不整合、あるいは二重行政による財政の不効率などが問題となっており、それを解決する意味で「郡」を廃止し、より広域な「地域圏」での自治体を設立することをブレア政権は画策していたからである。日本はこの影響を多分に受けていると私は見る。すなわち英国でいう「郡」というのは日本の「県」にあたり、「地域圏」は日本でいう「道・州」にあたる。英国では郡内に小さな基礎自治体が多数ある場合があり、それらは独自の財政では自治できないことから郡として行政サービスを行っていたのだが、ブレア政権は郡の機能を地域圏に移行させ、基礎自治体のまとまりをさらに大きなものへ集めようと構想したのだ。つまり、国から基礎自治体への金の流れを少なくする一方でEUの事業基金をどんどん地域圏に投入して行こうと画策したのだが、歴史的な郡と基礎自治体との関係を崩すことができず、実現は半ばで終わった。

いずれにしてもここで留意したいのは、英国では地域圏構想(道・州制)と一体となって進められていたという点である。そして地域圏構想自体は、広域圏(郡より大きな地域圏)レベルでの計画統合の必要性と、EU圏内での地域間格差の解消(EU事業基金の投入)という大きな二つの要請から出自したものであるという点が、日本の「平成の大合併」の背景と実質的に違う点である。

また会場からもあがった意見でもあるが、フランスには3万7千の基礎自治体があり、その6割は

人口 500 人以下の小さな自治体でありながら「合併」はあまり行われていない。事務的業務すら自前でできない自治体も少なくないが、複数の自治体が事業ごとに協同組合を結成したり経済推進団体を結成して、広域行政を行っているほか、広域圏レベルでの計画については人口 5 万人以上の都市を核とした「アグロメラシオン」という概念的な都市圏を設定し、都市圏レベルでの計画(SCOT)を策定したりしている。(※その下に基礎自治体レベルでの計画もある。独自に計画策定できない基礎自治体は SCOT にゆだねる。)

この例を見ても、基礎自治体は合併する必然性があったのか不明である。河原先生の指摘されるようにむしろ多様な広域連携の在り方を参考にすべきではなかったかと思う。また河原先生は鹿児島県宇検村(人口約1.9千人)を事例として挙げていたように、私は長野県小布施町(人口約1.3千人)をフィールドとしてずっと見てきている。この町のように(合併しなくても)広域連携に頼らずとも十分にやっていけている小自治体もあるわけで、海外はむしろそこに着目している。

次に、第2報告、仁平典宏先生の『「新しい公共」と東日本大震災支援-社会権の保障と贈与経済の 二重構造をめぐって』についての感想を述べる。

私が社長となっている NPO 法人の理事長は法政大学社会学部の教授で、そのゼミ生が仁平先生に引率されて被災地のボランティアに行ってきた話を昨年直接学生から聞いていたが、仁平先生からお聞きするのは初めてで、新鮮な思いがした。当日、私から質問させていただいたので、この紙面では多くを語らないようにしたいが、私の質問の趣旨ならびに意図は、言葉の起源と、言説と、流行とを区別したいという思いにあったと集約したい。

仁平先生の発表の中には「新しい公共」「ボランティア」「NPO」という言葉が登場していたが、これらの言葉としての起源と、言説としての側面と流行(はやり)としての側面から分けて眺めるべきではないかと思うのである。「言葉(コトバ)」、それをそのような言葉にならしめた某かの要件があったことを考えた場合、同様な要件をもって語られた時期がいつであったのかというのが言葉としての起源である。例えば「新しい公共」という言葉は鳩山元首相が(所信表明演説ないし 2010 年の「新しい公共」宣言で)使ったのが初めてだろうか。さらに鳩山元首相に明確な定義あるいは特定ならしめる要件があったかという問題である。ないとすれば、彼が「阪神淡路大震災を新しい公共の原点だ」と言ったところで何の意味があるだろうか。私は鳩山元首相の以前から「新しい公共」という言葉を「近代的公共」と対比する形で定義されて使っているのを見ているし、それは 17 世紀から今世紀にかけての欧米諸国の都市計画法制度の計画権に係る国家と市民との関係の動的な変化の中に客観的に見えるものだ。

また会場からの意見もあったと思うが、鳩山元首相の「新しい公共」は言説となりえたのであろうか。定義が明確でなかったため言説にもなりえていないのではないのか。ただし、マスコミや政府が取り上げ「流行」させたというのは事実かもしれない。

同様に「阪神淡路大震災がボランティア元年」という根拠はどこにあるのだろうか。ボランティアの言葉の意味するものが「地域外の人間がなんらかの脆弱な環境に陥った地域に赴いて奉仕活動を行うという意味」だと考えれば、その意味で「奉仕(後にボランティアと訳される)」という言葉を日本に持ち込んだのは YMCA であり、だとすれば明治・大正期からあったと言うべきだろう。あるいは

言葉や言説にこだわらず、全国の若者が特定の地域に集まって奉仕活動を行うといった流行的な事態を取り上げるならば、それは一向一揆のような大衆暴動または学生運動の時代に求めてよいかもしれない。1960年代70年代には各地で公害問題と反対運動が起きており、いわゆる成田闘争もその一つだが、その時代には反対運動への参加でなくとも「援農」と称して学生が農家のお手伝いに行くこともあったものだ。私としてはむしろこれが「ボランティア元年」だと言うべきだと思う。マスコミが学生運動時代の「援農」を「ボランティア元年」として美化するのは困難かもしれないが、アカデミズムにおいてはそのような評価があってもよいと思う。また一方で成田闘争から、あれは地域の内発的な運動であったのだろうかという一つの反省が導かれたのだと私はずっと信じていた。しかし阪神淡路大震災が起きた際、衝動的に行った人間がいる。そして彼らをNHKはじめマスコミは中傷せず前向きな捉え方をして報道した。このマスコミの対応のあり様が、ある意味で、衝動的な「ボランティア」を温かく受け止めようという空気を再びつくったのかもしれない。しかし「元年」ではないと思う。

また「NPO」という言葉も原義を明確にしたうえで「ボランティア」とは区別して使っていただきたいと思った。

会が終わってから、早大の浦野先生が声をかけてくださった。新参者の若者にありがたいと思った。 紙面の都合上これ以上書けないが、このテーマについてはまた別の機会に何らかの形で書きたいと思 う。

2. 理事会からの報告

2月4日東京大学で開催された第5回理事会において、下記のことが議論され、決定されました。 出席者:市川虎彦、玉野和志、黒田由彦、大久保武、橋本和孝、中澤秀雄、杉本久未子、松宮朝、 河原晶子、文貞實、浦野正樹

吉原直樹、西村雄郎

I. 各種委員会報告

- 1.研究委員会報告
- 2.編集委員会報告
- 3. 学会賞選考委員会報告
- 4. 社会学系コンソーシアムからの報告
- 5. 震災特別委員会からの報告
- 6. 事務局報告
 - ・会報 170 号の発行
- 7. その他

次回理事会は5月12日慶応義塾大学

Ⅱ 審議事項

1,入退会について

入会 1名

退会 1名(本年度分会費納入済み)

2, 会費未納者の会員資格喪失

2007年以降の会費未納で「会員資格を失った」とする者7名。ただし、通知する期日までに会費納

入があった場合、会員資格を復活させる。

3, 財務担当理事、国際交流担当理事等の設置にともなう会則の改定について

財務担当理事、国際交流担当理事等の設置にともなう会則改定案について審議を行い、理事会として一部修正のうえ承認するとともに、次回大会総会で議案として審議することを決定した。

4. 会報復刻版の出版について

吉原会長から会報復刻版出版の企画が説明され、企画案、予算案などが大会総会で承認されることを条件に、企画を進めることとした。

5、理事選挙管理委員選出について

次回大会で実施される理事選挙の選挙管理委員として浅野慎一、河原晶子、玉野和志の3名が選出された

6, 理事会、各種委員会委員の交通費補助

7, その他 (西村 雄郎)

3. 研究委員会からの報告

2月4日に開催された今期最後の研究委員会では、5月のシンポジウムの細部の詰めと、来期に向けた引き継ぎ事項が話しあわれました。前号からお知らせしておりますように、シンポジウムの報告者は N. ブレナー氏と町村敬志氏、討論者は吉原直樹会長、司会は斉藤麻人委員と中澤、通訳に林真人会員をお願いしております。シンポジウムのタイトルは『ステート・リスケーリングとその日本的文脈』とし、その趣旨については以下のように考えております。正式な趣旨文と報告要旨等については次号会報に掲載します。なお、報告・討論は英語で行われます(質疑応答については通訳されます)。さらに、日曜日午前には英語セッションを設けることにし、ブレナー氏にもコメント頂きますので、積極的な応募をお願いいたします。

今期は中堅・若手中心に編成された研究委員会で、いろいろ不手際も多く、またテーマ設定についても生煮えなものだったかも知れませんが、ともあれ震災をはさんで2年間、多くの会員の参加を得ながら研究活動を継続できたことにほっとしております。さまざまに委員会の実務を分担いただいた黒田副委員長をはじめ委員の皆様、三役・理事会・会場担当の皆様、そして快く報告・コメント等をお引き受けいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

(中澤秀雄)

『ステート・リスケーリングとその日本的文脈』開催の趣旨

(State Rescaling and the Japanese Context)

JARCS 研究委員会では2年間にわたり、ステート・リスケーリング概念の意義とその適用可能性について検討してきました。この概念が生み出されたEUや、ダイナミックに新自由主義的な展開を示す韓国などと比較した場合、日本においてその適用可能性が疑問視される部分もあるでしょう。しかし、市町村合併は言うまでもなく震災後の各種特区制度や復興交付金をはじめ、政令市やGCRが独自性を強める動きを示すなど、日本においても空間のガバナンス構造を食い破り再構築しようとするベクトルが各所に見られます。このようなリスケーリング現象を我々はどう捉え、国際的文脈の中にどのように位置付ければよいのでしょうか。リスケーリングやRCSRなどの概念構築を主導し、名著"New

State Spaces"を出版した N. ブレナー氏に改めてこの概念の射程や現代的課題等をお話いただいた上で、町村敬志氏から、震災後の日本の現実を踏まえた問題提起をいただき、討論者の吉原直樹氏と会場の皆様とともに、国家と地域社会の現代的位相や課題を考えてみたいと思います。

4. 学会大会英語部会報告者募集

来年度の学会大会は2012年5月12日・13日の両日、慶應義塾大学で開催されます。

自由報告のエントリーは 2012 年 2 月末日で締め切っていますが、今回の大会では通常の部会とは 別に英語部会を設けることが、2 月 4 日の理事会で決定されました。

そこで、英語部会での報告のエントリーを受け付けます。英語部会では、報告・討論ともに英語で 行います。

英語部会での自由報告を希望される方は、題目と簡単な内容(100 語程度)を 2012 年 3 月 20 日(必着)までに、下記のアドレスまでメールでお送りいただくか、もしくは下記の宛先までご郵送下さい。 その後、英語の報告要旨(A4 版用紙で 1 枚、シングルスペース)を提出して頂きます。

- ・報告要旨は、打ち出し原稿と電子ファイルを2012年3月末日(必着)までに下記の宛先までご郵送下さい。
- ・報告要旨には、ご氏名、ご所属と原稿確認のための連絡先を明記して下さい。
- ・電子ファイルはワード・ファイルもしくはテキスト・ファイルで作成して下さい。
- ・メディアは CD-R、フロッピーディスク、USB メモリ、SD メモリカードのいずれかでお願いします。 返却希望の方には、大会時に返却します。

提出先

住所 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院環境学研究科・黒田由彦研究室気付 地域社会学会大会プログラム担当宛

Tel & Fax 052-789-3507 E-mail jarcs@cc.nagoya-u.ac.jp

(黒田 由彦)

5. 編集委員会からの報告

2012年2月4日、東京大学本郷キャンパスにおいて第4回編集委員会が開催されました。 年報第24集の編集進捗状況について、特集(課題論文)、自由投稿論文、ビューホイントの投稿は 今年もありませんでしたが、替わりに「研究紹介」に4本の寄稿があり、自著紹介、書評の原稿が すべて編集委員会に届いていることを確認しました。現在、学会賞受賞者コメントの依頼、学会記 事の作成作業をすすめています。あわせて、目次と特集タイトルの協議をおこないました。なお、 特集タイトルは「リスケーリング下の国家と地域社会」と決まりました。当日出席した委員の方々 は、市川虎彦、河原晶子、西山志保、横田尚俊、佐藤恵、大久保武の6名でした。

(大久保武)

6. 社会学系コンソーシアムからの報告

2012 年 1 月 22 日に社会学系コンソーシアムの評議員会および公開シンポジウムが行われました。
I. 公開シンポジウム「日本そして世界へのメッセージ ——3.11 東日本大震災・原発災害後の社会福

祉学と社会学から――」は、地域社会学会会員が多数登壇して終了しました。

II. 評議員会で理事選挙があり、地域社会学会の評議員両名が当選しました。

その後の新理事会で、理事に橋本(ホームページ、ニュースレター、コンソーシアム通信担当) 監事に吉原会長が決定しました。任期は、2012年4月1日から2014年3月31日までとなりますが、 本年5月以降の取り扱いは、地域社会学会新理事会で決定されます。

III. ISA 横浜大会に向けた「世界へのメッセージ」編集委員会が発足し、編集委員として橋本が参加することが決まりました(最大 2014 年夏まで)。 (橋本 和孝)

7. 事務局からの報告 ―会費納入方法の変更についてー

- 1. 2012年度から会費の納入は郵便振替口座への送金のみで受け付け、大会会場での会費納入受付は設置しないことになりました。つきましては、2012年度分の会費(一般会員6500円、院生会員5000円)を同封しました振替用紙にてご送金ください。4月末日までに2012年度分の会費を納入していただいた方には、年報24号を大会会場で配布します。
- 2.2011年度の会費をまだ納入されていない方に、納入をお願い致します。一般会員6,500円(含む年報代)、院生会員5,000円(含む年報代)を、すでに納入済みの方以外に同封しております郵便振替用紙にてお振り込み下さい。振り込まれた方には、年報23集をお送りいたします。

また、過年度会費未納の方は、未納年度の会費をお振り込みいただきますようお願い致します。お 振り込み頂いた方には、当該年度の年報をお送り致します。

なお、会則第6条2によりますと、「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意下さい。 (西村 雄郎)

8. 会員異動

〈新入会者〉 略

〈退会〉 略

<会則第6条2項にもとづく会員資格喪失者> 略

(以上、2月4日理事会で承認)

- 9. 第5回(2011年度)地域社会学会賞の発表と選考経過及び受賞刊行物の講評
- 1. 第5回(2010年度)地域社会学会賞の発表
- (1) 学会賞

個人著書部門、共同研究部門ともに該当作なし。

(2) 奨励賞

○個人著書部門

奥井亜紗子『農村・都市移動と家族変動の歴史社会学』晃洋書房、2011年2月。

○共同研究部門

該当作なし。

○論文部門

林浩一郎「多摩ニュータウン『農住都市』の構想と現実―戦後資本主義の転換とある酪農・養蚕農 家の岐路」『都市社会学会年報』第 28 号、2010 年 9 月。

前島訓子「インド『仏教聖地』構築の舞台—『仏教聖地』と交錯する地域社会—」『地域社会学会 年報』第 23 集、2010 年 5 月。

2. 選考経過

(1) 選考対象刊行物の推薦と資格要件の審査

2011 年度の選考対象となる刊行物は 2010 年 6 月 1 日から 2011 年 5 月 31 日までの間に刊行されたものである。第 2 回委員会 (2011 年 10 月 8 日) において推薦委員の推薦による刊行物について資格要件を審査し、選考対象を以下のように確定した。学会賞個人著書部門 2 点 (推薦 4 点)、共同研究部門 1 点 (1 点)、奨励賞個人著書部門 2 点 (3 点)、共同研究部門 0 点(3 点)、論文部門 6 点 (6 点)。

- (2)第3回委員会(2011年12月3日)、第4回委員会(2012年2月4日)において、上記の確定した選考対象について慎重に審議・選考して授賞候補を確定し、2月4日の理事会において承認を受け決定した。
- (3)第4期(2010~2011年度)の推薦委員は市川虎彦、熊田俊郎、田中研之輔、中西典子、早川洋行、 広田康生、山本賢治の各委員であった。委員としてのご尽力に対し、記して感謝申し上げる。なお、 うち2委員は継続性確保のため引き続き第6期委員(2012~13年度)をお願いしている。

3. 授賞刊行物の講評

〇地域社会学会奨励賞(個人著書部門)

奥井亜紗子『農村―都市移動と家族変動の歴史社会学』晃洋書房、2011年2月。

本書は、「近現代日本における『近代家族の大衆化』を、農村一都市関係の展開に着目して、家との関係性において捉えなおし、そしてその階層的重層性を明らかにする」(P. 260)ことを課題にした労作である。この課題追求のための実証研究は次の2つからなる。第1は戦間期の雑誌『家の光』の内容分析を通じて、農村における「家の存続戦略の一環として都市の近代家族的な『文化』受容」(P. 261)を明らかにしたこと、第2現代のアンケート調査とインタビュー調査を通じて、戦後の農村から都市への移動、それにともなう家族の変化を捉えようとしたことである。この後者では「近代家族の大衆化」が階層ごとに異なる様相をもつことが示されている。

本書は、過去の雑誌の内容分析、同窓会や同郷会を利用したアンケート調査やインタビュー調査を丁寧に実施し、そこから「近代家族の大衆化」プロセスを描き出し、同時に、農村一都市関係と家・近代家族との共振関係を歴史的にたどることによって、固定的に対置されてきた「『農村/都市』 = 『家/近代家族』」図式の難点を克服しようとしたもので、これらの手堅い分析は高く評価できる。しかしまた同時に、そこに含まれている「近代家族」の概念的整理、共振関係の展望など残された課題も少なくない。今後のさらなる研鑽が期待される。

〇地域社会学会奨励賞 (論文部門)

林 浩一郎「多摩ニュータウン『農住都市』の構想と現実―戦後資本主義の転換とある酪農・養蚕 農家の岐路」『都市社会学会年報』第 28 号、2010 年 9 月。

本論文は、戦後資本主義の展開・転換のなかで「郊外ニュータウン」という社会空間の構造的問題をとらえて分析するものである。1965年に始まった多摩ニュータウン開発の最後の住区となる「第19住区」において、酪農家を中心に展開された開発反対、新住宅市街地編入反対の運動過程を、国の開発政策、経済政策、多摩地域の政治構造などから明らかにしている。都市と農村の矛盾の止揚という基本課題に着目し、運動の過程で「農住都市」構想への萌芽が生み出されたことに今日的意味を見出しつつ、しかしながら、その構想があえなく潰え去ったことを、新都市計画法の線引きや、中曽根政権下の規制緩和による都市再開発政策、革新自治体など構造的問題から明らかにしている点は、説得力があり、有意義な論文といえよう。今後さらに、農住都市の今日的意義をふくらませ、「空間」の意味を深めると、テーマ性が一層豊かになるものと期待される。

〇地域社会学会奨励賞(論文部門)

前島訓子「インド『仏教聖地』構築の舞台—「仏教聖地」構築と交錯する地域社会—」『地域社会 学会年報』第 23 集、2011 年 5 月。

本稿は、「現地でのインタビュー調査および参与観察」に基づいて織り成された、インド・ブッダガヤの「仏教聖地」化に関するモノグラフである。その力点は、「仏教聖地化」のコノテーションを、外側の働きかけ(グローバルツーリズム)とローカル社会の変化(商業化、仏教改宗化)とが「絡み合う」位相において浮き彫りにする点に置かれている。その「絡み合い」の位相は、筆者の前稿(「「ローカルな文脈における『聖地』の場所性」)と相補しながら、場所のイコン化の「外」からのファクターと「内から」のファクター、さらに「内」を構成するさまざまなファクターが複雑に交差する地平において解き/説き明かされている。本稿の視界には、明らかに「グローカル化のアトラクタ」(アーリ)という問題構制が収められており、宗教とカーストをからめた集落別分析も手堅い。そして結果的に、「仏教聖地化」の今日的位相を浮き彫りにすることに成功している。そうした点で、本稿は奨励賞を授与されるにふさわしい。

しかし残念ながら、「絡み合い」を通して何を明らかにするのかが詰められていない。そのため に論述全体が平板であるといった印象は拭いきれない。今後、内観に徹するとともに、筆者自身の フィールドにたいするポジショニングを明晰にすることがもとめられよう。

4. 受賞者の言葉

〇地域社会学会奨励賞(個人著書の部門)

第5回奨励賞を受賞して

京都女子大学 奥井亜紗子

この度は、拙著『農村―都市移動と家族変動の歴史社会学――近現代日本における「近代家族の大衆化」再考』に地域社会学会奨励賞を賜りましたことに心より御礼申し上げます。本書は、家から近代家族へという戦後日本の家族変動命題を、近代以降の農村と都市の関係性とその展開、特に戦後の人口移動に焦点を当てて、実証的に再検討を試みたものであります。家族を地域との関わりにおいて

捉える視点は、戦前の家-村研究にさかのぼる膨大な蓄積がありますが、その射程は土地に定着する 人々に限定されており、郷里を離れて都市に流入した人々は継承観念を失い近代家族化するものとみ なされてきました。この近代家族はもっぱら家族社会学の研究対象であり、地域論的視座からのアプローチは殆どなされてこなかったといえます。本書では、兵庫県但馬、丹波地方からの都市移動者に 対して量的質的追跡調査を行い、郷里との関係性や移動の経緯、転出先で形成した家族の諸相とその 階層的重層性について分析しました。

お盆の調査地で帰省者のいるお宅を訪ね歩いてアポを取り、後日転出先のお宅や勤め先の会社や工場に訪ねていくという、いささか心もとない滑り出しから始まった私の調査研究は、まだまだ課題が山積みではありますが、今回の受賞を励みに、気を引き締めて一つ一つの課題に取り組むべく精進していく所存です。ありがとうございました。

〇地域社会学会奨励賞 (論文部門)

林浩一郎(社会学博士・東洋大学非常勤講師)

この度は、地域社会学会奨励賞という栄誉ある賞に拙稿を選定していただき、誠にありがとうございます。選考委員の先生方、ご指導頂きました先生・先輩・同輩方、なにより地域の方々に心より御礼申し上げます。

本稿は、多摩ニュータウン開発に抗い、計画用地からの農地除外に成功した酪農民の住民運動、およびその運動を支援した専門家集団と施行者の対抗的分業のなかで提言された「農住都市構想」の盛衰を考察したものです。

「世間は抵抗者だけを英雄扱いする。そんなのおかしいじゃないか?」。この運動への論考は、ニュータウン開発を受入れた元自小作農民のご指摘から始まりました(林 2008『地域社会学会年報』)。たしかに、この運動の「成功」は、「ニュータウン開発と地域社会」に関するマスターナラティブとなっていました(ユギ・ファーマーズ・クラブ 1994)。

しかし、「英雄」とされた方々のお話を伺うと、「農住都市の実現」とは言いがたい現実がありま した。都市農業と土地利用計画の展開、施行者の動向、地域社会の動向を分析した結果、「酪農地除 外」は、80年代の開発主義的な方針に一致し、この地域のさらなる開発へとつながっていました。

「英雄」とされた方々は、今なお苦悩を抱えながら、それぞれの活動をされています。今後もこの 地域の方々の生き様を探求していく所存です。今後ともご指導・ご批判をよろしくお願い申し上げま す。

地域社会学会・学会賞受賞を受けて

名古屋大学大学院 前島訓子

論文が地域社会学会の学会賞受賞に選ばれたという知らせをうかがい大変驚いています。

私は、インド、特に仏教最大の「聖地」と称されるブッダガヤをフィールドに社会学的研究を志し、 調査を継続的に行ってきました。近年、中国に次ぐ大国として知られているインドですが、まだまだ 社会学の中では、非常に遠い、日本と接点の少ない国であるかのように思われているかもしれません。

しかし、この地に足を踏み入れてから今日に至るまでを思い返し、改めて感じるのは、この地域が グローバル化に後押しされながら、日本、そして台頭するアジア諸国の影響を受け始めているという ことです。つまり、もはや日本と遠く離れた場所として周辺に位置づけておくことはできないという ことです。

では、社会学を志す者として何ができるのか。インドというフィールドから何が紡ぎだせるのか。 研究を形にする道のりは決して平坦なものではありませんでした。その取り組みはまだ道半ばと言え ます。それを思うと、一成果がこのような形で賞をいただけたということは、非常に感慨深いものが あります。そして何よりも、今後とも志を持ち続け、研究を続けていくための力を与えていただいた ような気がします。

最後に、インドを対象にした研究を行うことを見守ってくださった先生方、この論文を査読、そして推薦、さらに審査してくださいました諸先生方に、この場をお借りし、深く、深くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

10. 5月12日大会議案についての事前説明

理事会報告でもお知らせしましたが、本年5月に開催される地域社会学会総会において会則の改正 案と会報の復刻版刊行という2つの議案を提出され、審議していただくことになりまし。たこの2つ の議案について事前に説明をさせていただきます。

1)会則改正について

- (1) 改正の主旨について
- ①会則改定は会員が 400 名規模になり、庶務担当理事一人が行ってきた学会事務作業量が膨大なものとなり、これを是正するために、新たに財務担当理事、学会員である Web 担当者を置く必要があると考えられたこと、また、学会活動の国際化、世界社会学会日本開催への対応といったことに対応するために国際交流院会を設置する必要があると考えられたことにともなう改定が始まりです。
- ②改定作業を行うに当たり、河原理事からこれまでの条文の見直しが必要との指摘を受け、条文の語句の修正等を行ったものです。
- (2) 改正条文について
- ①改正案を下記に掲げました。太字アンダーラインが改正箇所です。なお、現在の会則については、 学会名簿あるいは学会 HP に掲載されていますので、ご確認ください、
- ②第 11 条の事務局の設置を規定した条文を見直し、条文を改めるとともに、新たに第 2 項を追加した。
- ③第12条3号で国際交流委員会の規定を追加した。
- ④現在の会則の第15条と第16条を入れ替え、第15条で役員の任務を明確化した。
- ⑤第16条で役員選出規定を明確化した。
- ⑥第 16 条(3)の改正により、これまで非理事のかたも会長になることが規定上可能でしたが、今回の 改正により会長は理事に選出された方から会長を選出するということになります。

地域社会学会会則(改定案)

第3章 組織

第 11条 本会の日常業務を行うため、事務局を庶務担当理事の勤務する機関におく。

- 2 <u>事務局は庶務担当理事、財務担当理事、Web 担当者および</u>事務局員<u>によって構成され、庶務担</u> 当理事が統括する。
- 第12条 本会の目的を達成するため、理事会の下に以下の委員会をおく。
- (1) 研究例会開催、大会の研究計画など推進のための研究委員会
- (2) 本会の年報の発行のための編集委員会
- (3) 国際交流を推進するための国際交流委員会
- (4) その他、理事会が必要と認めた委員会

第4章 役員

- 第15条 役員の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本学会を代表し、総会および理事会を招集する。
- (2) 理事は、理事会に依り一般の会務を処理し、事業を遂行する。
- (3) 監事は会計を監査する。
- 第16条 役員選出は次の規定によるものとする。
- (1) 理事は、総会における会員の投票によって選出されるものとし、得票数の多い順に上位 10 名とする。最下位に同数者がある場合は抽選による。
- (2) 第1号で選出された理事の話し合いにより、他の理事10名を選出する。
- (3)第1号で選出された理事は、第1号、第2号で選出された理事の中から会長候補者および庶 務担当理事候補者を選出する。両候補者は総会の承認を得た後に、新しい理事会により会長およ び庶務担当理事として任命される。
- (4) 理事会は、研究委員会委員長、編集委員会委員長、国際交流委員会委員長、財務担当理事を 互選する。また、研究委員会委員長、編集委員会委員長、国際交流委員会委員長は各委員会委員 を選出し委員会を組織し、その結果を理事会に報告する。
- (5) 理事会は、監事2名を選出する。
- (6) 理事および監事の任期は2年とし、連続しては2期4年までとする。理事および監事が連続 して2期4年就任したときは、続く2年間は被選挙権を失う。

(西村 雄郎)

2) 会報復刻版刊行について

会員(とりわけ若手会員)の間でかねてより要望のありました会報の復刻刊行について、理事会で学会事業として行うことを決定し、それに伴う予算措置を講ずることになりました。具体的には、5月の総会で承認していただいた後に編集作業に入り、今秋に刊行する予定です(全5巻)。なお、推薦者(非学会員)および解説者(学会員)は現在交渉中です。 (吉原 直樹)

11. 会員の研究成果情報(2011年度・第4次分)

2010 年論文

高田知和「マージナルな立場からみた自治体史」『地域史研究』第 39 巻第 2 号 (通巻 109 号)、2010 年 3 月 高田知和「日中戦争と農村の青年たち―農村青年の日記を読む(4)―」『東京国際大学論叢 人間 社会学部編』第16号(通巻第67号)、2010年9月

2011 年論文

高田知和「歴史と地域社会―自治体史誌論・再々考―」『応用社会学研究』第 21 号、2011 年 2 月渡戸一郎「自治体・国の多文化共生政策の再構築に向けて」『都市住宅学』74 号、2011 年 5 月渡戸一郎「東京都足立区と埼玉県川口市の移住者政策について」『M ネット』139 号、2011 年 5 月渡戸一郎「東京における NPO 法人の現状と課題―「東京都内 NPO 法人に関する基礎調査」から―」『ネットワーク』313~314 号、2011 年 9 月・11 月

橋本和孝「ベトナムにおける歴史的社会階層研究への接近」『関東学院大学文学部紀要』第 123 号、 2011 年 12 月。

鈴木富久、「『社会的ブロック』と哲学『根本問題』・『活動的関係』--グラムシのマルクス継承とその展開(2)--」、『唯物論と現代』(関西唯物論研究会)、47号、2011年12月。

鈴木富久、「『唯物論』問題とコミンテルン問題--グラムシ論拙著『学的構造』への松田博氏の『リプライ』に応える--」、『季報・唯物論研究』、117 号、2011 年 12 月。

2011年 書籍分担執筆

渡戸一郎「多文化社会におけるシティズンシップとコミュニティ」北脇保之編『「開かれた日本」 の構想』ココ出版、2011 年 12 月

2011 年編著作

Bae-Gyoon, Park Richard Child Hill Asato Saito (編著)

Locating Neoliberalism in East Asia: Neoliberalizing Spaces in Developmental States

Wiley-Blackwell 2012年1月

西山八重子編 『分断社会と都市ガバナンス』 日本経済評論社 2011年8月

2011 年著作

松村直道 『介護予防支援と福祉コミュニティ』 東信堂 2011年2月 大倉健宏,2012,『エッジワイズなコミュニティ――外国人住民による不動産取得をめぐるトラン スナショナルコミュニティの存在形態』ハーベスト社.

鎌田とし子『貧困の社会学』 御茶の水書房 2011年8月

橋本和孝『地域社会研究と社会学者群像』東信堂、2011年12月

2012 年 書籍分担執筆

宝田惇史「ホットスポット」問題が生んだ地域再生運動-首都圏・柏から岡山まで」山下祐介・関沼博編『『原発避難』論-避難の実像からセカンドタウン、故郷再生まで』明石書店 2012 年 3 月

12. 講演会のご案内

首都大学東京「グローバリゼーションのもとでの都市と国家の再編成」

State Rescaling under Globalization

大会シンポジウムにもご参加いただくニール・ブレナー氏の首都大学東京における講演会について ご案内いたします. ブレナー氏の日程の都合で,大会翌日の午前中に開催されることになりました. 会員の皆様には,ぜひ1日予定を追加していただき,ご参加いただければと思います. 講演内容は大会シンポジウムと同様ですが,若干時間には余裕がありますので,より理解が深まり,ブレナーさんともより突っ込んだやりとりが可能かと思います. ふるってご参加をお願いいたします.

詳細については,以下の通りです.

首都大学東京講演会

新自由主義化する資本主義の時代における国家のリスケーリング

――未解決の課題と比較の視点

State rescaling in the age of neoliberalizing capitalism

: open questions and comparative perspectives

ハーバード大学 ニール・ブレナー

Harvard University Neil Brenner

日時:5月14日(月)10:00~13:00

場所:首都大学東京南大沢キャンパス国際交流会館大会議室

http://www.tmu.ac.jp/university/campus_guide/map.html

通訳あり,参加無料

会費納入方法の変更について

事務局からの報告でもお知らせしましたが、2012年度から会費の納入は郵便振替口座への送金のみで受け付け、大会会場での会費納入受付は設置しないことになりました。つきましては、2012年度分の会費(一般会員6500円、院生会員5000円)を同封しました振替用紙にてご送金ください。4月末日までに2012年度分の会費を納入していただいた方には、年報24号を大会会場で配布します。